## 第九管区海上保安本部公示第45号

水路業務法(昭和 25 年法律 102 号)第8条の規定に基づき、水路測量の実施につい て、次のとおり公示する。

令和3年9月3日

第九管区海上保安本部長

白石

氷見港の水路測量

水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 富山県高岡土木センター氷見土木事務所

住 所 富山県氷見市朝日丘9-24

水路測量を実施する区域及び期間

区 域 氷見港(付図に示すとおり)

期 令和3年10月1日から令和3年10月31日のうち5日間 間

3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う

航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令第55号)第6条に定

める白紅白の標識を掲げる。



